# 大洲市社会福祉協議会会長表彰にかかる 推薦調書記入にあたっての留意事項

## 1 個人情報について

社会福祉法人大洲市社会福祉協議会個人情報保護規程及びプライバシーポリシーを遵守し、個人情報保護に努めます。

# 2 推薦書記入と送付について

- O 推薦書の記入の前に、表彰規程をご確認のうえご記入ください。
- O 書き損じや不要なコピーの廃棄等に配慮し、できる限り推薦書様式に直接入力 してください。
- O 修正等が生じる可能性もありますので、各個人・団体の推薦書は上書きせず、 様式はパソコン内等で複写して、被表彰候補者分の全データをいつでも印刷で きるように保管をお願いします。
- O 作成したデータ等は、パソコン内に残さずCD・DVD等の外部媒体に保管し、 不特定の者が閲覧できないように責任者が管理してください。
- O 個人情報については、本会表彰及び上部団体等における一連の福祉顕彰にのみ 使用し、他の目的に利用しないようにしてください。特に推薦書については他 用でコピーする等は、絶対に行わないようにしてください。
- O 推薦書については、必要な枚数分を印刷し、本会に送付してください。

### 3 推薦書の区分について

- (1) 社会福祉法人大洲市社会福祉協議会(以下「法人」という。) 若しくは地区社会 福祉協議会の役員(理事、監事又は評議員等を言う。以下同じ。) にあっては通 算5年以上在職し、又は法人若しくは地区社会福祉協議会の職員にあっては通 第10年以上在職し、その功績顕著な者
  - → 社会福祉事業協助者
- (2) 民生児童委員として通算5年以上在職し、その功績顕著な者
  - → 民生委員・児童委員功労
- (3) 社会福祉施設の役員又は職員として通算10年以上在職し、その功績顕著な40歳以上の者
  - → 社会福祉施設功労
- (4) 社会福祉関係団体等の役員又は職員として通算5年以上在職し、その功績顕著 な者
  - → 社会福祉事業協助者
- (5) 地域福祉活動が優秀であり、他の模範となる地区社会福祉協議会
  - → 優良地区社会福祉協議会

- (6) 共同募金運動に5年以上活躍し、その功績が顕著な者及び団体
  - → 共同募金奉仕功労者(個人・団体)
- (7) ボランティア等で5年以上活躍し、その功績が顕著な者及び団体
  - → 優良ボランティア(個人・団体) 優良ボランティア(サロン個人・サロン団体)
- (8) その他社会福祉事業の推進に特に功績があると認められる者及び団体
  - → 社会福祉事業推進功労(感謝)

例;長年にわたり寄付活動に従事された方(団体)

## 【参考】

- O 協力会員の方を推薦する場合には、どの区分で推薦したらよいのか? 優良ボランティア(個人) での推薦をお願いします。
- O 在宅福祉推進員を推薦する場合には、どの区分で推薦したらよいのか? 地区社会福祉協議会の役員等に入られている場合は、 社会福祉事業協助者 での推薦をお願いします。 地区社会福祉協議会の役員等には該当しないが、地区内おいてボランティア 活動に従事されている場合は、 優良ボランティア(個人) での推薦をお 願いします。

### 4 推薦調書項目の記入方法について

| 項目                | 内 容  |
|-------------------|--|
| 推薦順位              | ・表彰区分ごとに正確に順位をつけてください。   |
| 氏 名               | ・ご記入いただいた氏名をもとに、名簿・表彰状・感謝状を作成いたしますので、 <u>ふりがなを含め正確にご記入ください。</u><br>・常用漢字以外の漢字を使用する場合は、その部分だけ手書きとして、特に、<br>はっきりと楷書でご記入ください。   |
| 在職期間<br>・<br>勤続年数 | ・各表彰の要件に該当する役職の年数のみ令和6年10月1日時点で通算して<br>ご記入ください。(ただし、表彰月に現職であること)<br>・「経歴概要」の通算合計と一致するようにください。<br>・1か月未満は切り捨ててください。<br>・在職期間算定は、就業規則により定められた休暇は算入します。<br>・私的事由による休職、1か月以上連続した休暇は算入しません。 |
| 現住所               | ・個人の場合は、自宅の住所をご記入ください。<br>・法人・団体の場合は、事務所等の所在地住所をご記入ください。<br>・被表彰者名簿への記載は、字までの住所(例:柚木)となります。  |
| 職業                | ・報酬を得ているものとし、無給の名誉職は含みません。<br>・被表彰者名簿に記載する職業を1つだけご記入ください。  |

| 項目   | 内 容   |  |
|------|---|--|
|      | ・固有名は不要です。「自営業」「会社役員」「団体職員」等、就業形態による分類によりご記入ください。<br>・無職の場合は、「無職」とご記入ください。              |  |
| 施設名  | ・役員及び本部事務局専任職員の場合は、「施設名」の欄は記入しないでください。<br>・複数の施設を兼任している場合は、主たる所属施設の名称をご記入ください。          |  |
| 表彰歴  | ・社会福祉事業に限定してご記入ください。<br>・業種別表彰は、基準表にいう種別協議会、その他団体に該当します。<br>・表彰年月日、功績内容、表彰名は正確にご記入ください。 |  |
| 経歴概要 | ・「在職」「勤続」年数の合計が概要の期間合計と一致するようにしてください。<br>(兼務期間の合算はできません)                                |  |

## 5 その他具体的な取扱事項について

#### ≪共通事項≫

① 同一人物が同年度において他の表彰区分で同時推薦・同時受賞について 同年度に異なる表彰区分において同時受賞となることは、原則ありませんので より功績が顕著な表彰区分において推薦してください。

なお、翌年度以降に、異なる表彰区分の基準に該当している場合については、 推薦を可能とします。

② 退任・退職者の推薦について

表彰については、現職者を前提としています。 ただし、社会福祉事業協助者及 び優良ボランティアに関しては、退任日から1年以内に限り推薦を可能としま す。

なお、その場合は、退任日を従事年数の基準日としますので推薦書に記載して ください。

③ 推薦書様式について

<u>令和4年度から、様式を一部修正し</u>ています。

基準日等については、基本的に西暦表示でお願いします。

通算期間などは、データに日付を入力したら自動で計算されるように設定して あります。

データを希望される方は、担当職員までメールにて様式希望の旨ご連絡をお願いします。

### ≪民生委員・児童委員功労≫

- ④ 共同募金運動に関する従事状況について <u>民生委員・児童委員として、共同募金運動に関する従事状況について、該当す</u> る項目にチェックをしてください。
- ⑤ 民生委員・児童委員の活動状況について

<u>在任期間中における民生委員・児童委員としての活動状況について、該当する</u>活動にチェックをしてください。

相談・情報提供に関しては、地域住民などから福祉問題に関する相談を受けたり、相談に対する情報提供を実施した場合。

連絡・調整に関しては、地域住民などから相談があった件について、関係者・ 機関、社会福祉協議会や行政等に対して、直接連絡・調整を行った場合。

生活支援に関しては、地域住民の困りごと・不安に対して地域住民ボランティ アらと協力して生活支援ニーズの課題解決に取り組んだ場合。

社会調査・安否確認については、福祉的な問題を抱える地域住民に対して見守り訪問活動などを通して、対象者の課題や現状の把握を行っている場合。

意見具申・提言については、普段の活動の中で気づいた福祉課題等に関して、 関係者・機関、社会福祉協議会や行政等に対して意見を提言した場合。

### ≪社会福祉施設功労≫

- ⑥ 施設功労に該当する社会福祉施設の範囲について 別表のとおり
- ⑦ 表彰の対象となる「社会福祉施設の役職員」のうち役員の範囲について 議決権を有している役員としています。議決権を有しない顧問や相談役等につ いては、対象となりません。
- ⑧ 表彰の対象となる「社会福祉施設の役職員」のうち職員の範囲について 法人本部(運営)に関する職員については、施設業務と一体的にとらえて対象 としています。
  - 当該施設に常勤する施設長、事務員、直接処遇職員を想定しています。
- ⑨ 功績顕著の解釈について
  - 当該施設においての永年勤続や職務に熱心であるといった抽象的なものではなく、施設内で指導的役割を果たしている、または、具体的な事業について成果を上げていたり、他の法人・団体等との連携による活動があるなどより具体的な功績をもって推薦してください。
- ⑩ 在職年数について、複数の施設での在職期間を通算することについて 複数施設における在職期間を通算することは、可能とします。(公私施設間での 期間も通算可能)
  - また、役職員としていますので、職員から役員となった場合も、職員と役員の 在職・在任期間も通算することを可能とします。

### ≪社会福祉事業協助者≫

- ① 共同募金運動に関する従事状況について <u>民間福祉団体・社会福祉協議会の役職員として、共同募金運動に関する従事状</u> 況について、該当する項目にチェックしてください。
- ② 民間社会福祉団体の役職員及び社会福祉協議会の役職員としての具体的な活

#### 動状況について

所属する法人・団体の主たる事業を除いた社会貢献・地域貢献活動をしている 場合及び他機関・他団体と連携して事業を実施している場合には、該当する項 目にチェックをしてください。

なお、その具体的な取組内容については、功績概要にできる限り簡潔かつ具体 的な表記をしてください。

- ≪優良地区社会福祉協議会≫
- ≪共同募金奉仕功労者≫
- ③ 功績顕著の解釈について

共同募金運動全般において他に比較して優秀というような抽象的なものではな く、具体的な活動又は数値として実効が上がっているなど、できる限り具体的 な功績をもって推薦してください。

⑭ 役歴について

共同募金運動に携わる中で役職に変更があった場合は、変更があった日を西暦 で記載し、その役職名も記載してください。

⑤ 従事項目について

共同募金運動における従事している項目について、個人的に共同募金に募金を 行ったというものではなく、共同募金従事者として運動に携わったもので該当 するもの全てチェックしてください。なお、その他の募金については、イベン トや街頭募金など活動内容が分かるように記載してください。

⑩ 団体における協力者数には、該当団体(組織)における構成員数を記入してください。また、構成員の主な選出区分(例:民生児童委員・区長など)も可能な範囲で記入してください。

## ≪優良ボランティア≫

⑦ 功績顕著の解釈について

地域福祉・ボランティア活動全般において他に比較して優秀というような抽象 的なものではなく、具体的な活動又は数値として実効が上がっているなど、で きる限り具体的な功績をもって推薦してください。

## ≪優良ボランティア(サロン)≫

® 功績顕著の解釈について

地域福祉・ボランティア(サロン)活動全般において他に比較して優秀というような抽象的なものではなく、具体的な活動又は数値として実効が上がっているなど、できる限り具体的な功績をもって推薦してください。

⑩ 協力会員預託点数について

大洲市在宅福祉サービス事業(新介護キップ制度)における協力会員に登録し、活動報告書を提出している場合は、点数預託がされていますので預託点数を記入してください。不明な場合は、未記入で提出してください。

# ② 団体における利用者対象種別について

<u>サロン活動の参加者として、主な対象者に該当する項目をチェックしてください。</u>なお、対象者が複数該当する場合は、該当するもの全てにチェックをしてください。また、その他にチェックをした場合には、具体的な対象を記載してください。

## ② 団体における活動項目について

サロン活動におけるメニューとして取り組んでいる活動内容について、該当する項目について、全てチェックしてください。なお、各項目をサロン開催時に毎回実施しているということではなく、年間複数回実施している項目について、チェックをしてください。

食事提供については、自炊・お弁当などの購入などは問いません。

介護予防体操については、講師の有無等は問いませんが、ある程度予防効果期 待できる内容となっていることを前提としてください。

認知症予防・健康づくり活動についても、講師の有無等は問いませんが、ある 程度効果が期待できる内容となっていることを前提としてください。

見守り・助け合い活動については、サロン会員・お世話人(ボランティアスタッフ)相互に、普段からちょっとした困りごとを助け合ったり、見守りあったりしている場合にチェックしてください。なお、見守りについては、直接・間接的な方法は、問いません。

## ≪社会福祉事業推進功労(感謝)≫

#### ② 感謝の対象者(団体)について

当該年度(推薦時)までの期間おいて、特に社会福祉・地域福祉に貢献した個人または団体を対象とします。ただし、大会後においても継続して活動や貢献が見込まれる個人・団体とします。

推薦にあたっては、前項の表彰の基準には該当しないものの、大洲市社会福祉協議会会長が感謝の意を表すことによって、その個人または団体の活動が活性化し、当該地域のおける他の模範となるなど奨励の効果が大きいと認められる点にご留意ください。

また、社会福祉・地域福祉活動全般において優れているといった抽象的なものではなく、特質的な活動・功績があることを要件とし、その内容をできる限り 簡潔かつ具体的に表記してください。

#### 22 貢献の内容について

主たる事業活動以外の分野において、社会福祉・地域福祉の向上に関して人的、 金銭的貢献を含めて推薦してください。なお、貢献の手段については、直接的・ 間接的いずれも対象とします。

# (別表)

大洲市社会福祉協議会会長表彰 社会福祉施設等一覧

| 区分                           | 社会福祉施設等  |
|------------------------------|--|
| 生活保護に関係する施設                  | 救護施設 更生施設 医療保護施設 授産施設 宿所提供施設   |
| 児童福祉に関係する施設<br>等             | 乳児院(乳児預り所を含む) 母子生活支援施設保育所 認定こども園(幼保連携型・保育所型) 児童養護施設 知的障害児施設(自閉症児施設を含む) 知的障害児通園施設 盲ろうあ児施設(難聴幼児通園施設を含む) 肢体不自由児施設(通園、療護施設を含む) 重症心身障害児施設 情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設 児童自立生活援助施設 児童ディサービス 児童発達支援 |
| 老人福祉に関係する施設                  | 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム  |
| 等                            | 老人福祉センターの中のデイサービス事業<br>老人デイサービスセンター 老人短期入所施設<br>老人居宅介護等事業(ホームヘルパー)<br>認知症対応型老人共同生活援助事業(グループホーム)<br>小規模多機能型居宅介護支援事業   |
| 身体障がい者福祉に関係                  | 視聴覚障害者情報提供施設(点字出版施設を除く)  |
| する施設等<br>知的障がい者福祉関係す<br>る施設等 | 身体障害者福祉センターの中の地域活動支援センターの事業に担当する事業<br>【身体障害者更生援護施設の経過措置施設】<br>身体障害者更生施設 身体障害者療護施設 身体障害者授産施設<br>【知的障害者援護施設の経過措置施設】<br>知的障害者更生施設 知的障害者授産施設 知的障害者通勤寮                                    |
| 売春防止に関係する施設                  | 婦人保護施設   |
| 精神保健及び精神障がい<br>福祉に関係する施設等    | 【精神障害者社会復帰施設の経過措置施設】<br>精神障害者生活訓練施設 精神障害者授産施設<br>精神障害者福祉ホーム 精神障害者福祉工場  |
| 障害者総合支援法に関係する施設等             | 【障害者福祉サービス事業】<br>居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護<br>重度障害者等包括支援 短期入所(ショートステイ)<br>療養介護 生活介護 自立訓練 就労移行支援<br>就労継続支援<br>共同生活援助(グループホーム) 共同生活介護(ケアホーム)<br>移動支援事業 地域活動支援センター 福祉ホーム<br>障害者支援施設 日中一時支援  |
| その他の社会福祉施設・その他の施設            | 社会事業授産施設<br>(6か月間、生活保護法による委託事務費が支弁され、かつ、期間<br>中の利用人員が定員に対し、平均して 50%をこえた実績のあるも<br>の)  |